

議案第39号

長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和7年6月3日

長与町長 吉田慎一

提案理由

長与町こども計画の策定及びこども施策の適正かつ円滑な実施のため、所要の改正を行うもの。

## 長与町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

長与町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。